

証明書の受け取りはコンビニ交付をご利用ください

●問い合わせ／窓口サービス係

証明書のコンビニ交付は、全国のコンビニエンスストアなどに設置されている多機能端末機からマイナンバーカードを利用して市町村が発行する証明書を取得できるサービスです。申請書を記入する必要がなく、都合のよい時間に受け取ることができます。※一部利用できない時間帯もあります

取得できる証明書・交付手数料

住民票の写し = 1通300円、印鑑登録証明書 = 1通300円

※誤って証明書を取得した場合、返金・交換はできません

※コンビニ交付の場合は、条例等で手数料が減免になる人でも手数料がかかります

利用時間

毎日午前6時30分から午後11時まで

利用できる店舗

マルチコピー機(多機能端末機)が設置されている
全国のコンビニエンスストアなど

取得に必要なもの

マイナンバーカード、暗証番号(マイナンバー交付時に設定した数字4桁)

証明書の取得方法

- (1) マルチコピー機で『行政サービス』を選び、マイナンバーカードをセット
- (2) 暗証番号(数字4桁)を入力
- (3) 必要な証明書と部数を選択する
- (4) 内容を確認後、マルチコピー機に手数料を入れる
- (5) 証明書と領収書を受け取る

※詳しい操作方法については、コンビニ交付のホームページをご覧ください



△
厚岸町ホームページ

給水装置工事設計審査手数料および工事検査手数料 に係る消費税相当分の還付について

●問い合わせ／水道課業務係

消費税法では、給水装置工事に係る設計審査手数料および工事検査手数料について、本来非課税対象であったものの、当町では平成8年度から令和6年度まで誤って消費税相当分を徴収していました。

町では現在、書類およびシステム等により調査を行い、可能な範囲で確認できた対象の人へ、消費税相当分を還付するための案内文書を順次送付していますので、同封した回答書を水道課へ提出してください。

また、案内が届いていない場合でも、手数料を納めたことがわかる証明書類等を提示された場合は返還対応しますので、詳細は水道課へお問い合わせください。

なお、水道課から電話で口座情報などを伺う行為は行いませんので、振込詐欺などには十分ご注意ください。